

随意契約理由書

件名	東灘処理場 消化ガス精製装置点検整備
契約の相手方	株式会社 神鋼環境ソリューション
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 今回点検整備を行う消化ガス精製装置は、東灘処理場で発生する消化ガスから二酸化炭素や硫化水素等の不純物を取り除き、こうべバイオガスに精製する装置である。こうべバイオガスは場内の空調設備や天然ガス自動車の燃料に供給されている。 上記のことから常にガスを安定供給できるように故障を未然に防ぐことが必須であり、外部へ供給している精製ガスは厳しく決められた製品基準を満たす必要がある。連続運転による機器の消耗、劣化や汚れが進むことによる精製ガス成分の変化は著しく、整備計画に基づく点検にて消耗品の交換や機器の清掃が非常に重要である。 本業務の作業に当たっては当該設備の製造業者が有する詳細な図面や情報を用い、機器や現場の状況を熟知した技術者の配置が必要である。また、消化ガス精製装置には特許に関わる技術的要素があるため、点検整備後の性能を保証するためには製造業者のノウハウが必要である。本業務の作業に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは、当該設備の製造業者である神鋼環境ソリューションのみである。 以上の理由より、上記業者と随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	建設局 東水環境センター 施設課 水環境係 (電話番号 078-451-0678)